

郡市理事長 様
郡市審判長 様
審判員 様

(社)長崎県サッカー協会
専務理事 小川勇二
審判委員長 今村博巳

Web 登録に関するお願い

要注意事項

年に2回住所変更ができない期間が下記のようになっています。よって、住所が変更される可能性のある審判員は下記の期間の前にJFAホームページの自分のサイトで変更してください。住所変更は下記の期間以外はいつでも可能です。

3月1日～3月31日：審判証を4月1日に確実に各審判員に届くようにするため。

7月1日～7月31日：新しいルールブックが各審判員に届くようにするため。

1年間の流れ

時 期	内 容
4月1日	新しい審判証が日本協会より送られてくる。
7月初旬～7月31日	<p>更新講習会申込み(JAFホームページより)</p> <p>※1 申込みなしでは更新講習会を受講できません。</p> <p>※2 更新講習会を受講しなかった場合、翌年度審判員登録ができません。登録抹消となります。</p> <p>※3 申し込んだ講習会の日時・場所で受講できなくなった場合は、キャンセルを申請して再度申し込んでください。</p>
8月初旬	<p>新しいルールブックが日本協会より送られてくる。</p> <p>※ 当該年度の4月～7月までに4級を所得した場合は新しいルールブックはJAFホームページの自分のサイトで申し込んで購入(8月1日以降)してください。</p>
8月中旬～9月中旬 (離島では8月下旬から9月上旬に実施される。)	<p>更新講習会受講</p> <p>※ 持参する物は、「審判証」「審判手帳」「新しいルールブック」「筆記用具」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>今年度より、講習会の出欠を審判証のバーコードを利用しますので、講習会には必ず審判証をご持参ください。</p> </div>
10月1日～	<p>更新講習会受講確認</p> <p>※ JAFホームページの自分のサイトの『申請状況の確認』で確認する。</p>
12月初旬～2月末日	<p>登録手続き及び登録費納入</p> <p>4月から勤務先が変わる可能性がある場合</p> <p>※1 新しく発行された審判証等が必ず届くように住所を変更してください。</p> <p>※2 新しい住所がわからない場合は審判証等が確実に手元に届くように職場の住所を自分の住所として登録しておくなどして、JFAからの郵送物が返品にならないような工夫をしてください。</p>